

(別紙 2－19 ずわいがに日本海系群 B 海域)

第 1 特定水産資源の名称

ずわいがに日本海系群 B 海域

第 2 管理年度

7 月 1 日から翌年 6 月末日まで

第 3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 1,217トン（最大持続生産量を実現する漁獲圧力の代替値として、加入量当たり親魚量（成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。）が、漁獲圧力が 0 の場合の加入量当たり親魚量に対し、40パーセントとなるときの漁獲圧力を用いることで達成される資源水準の値）
- 2 限界管理基準値 415トン（親魚量の過去最小値）
- 3 禁漁水準値 0 トン

第 4 漁獲シナリオ

- 1 漁獲シナリオ

令和7年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18管理年度（2036管理年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

## 2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたずわいがに日本海系群B海域の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を実現する漁獲圧力の代替値として用いる漁獲圧力の水準に0.7を乗じた値とする
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

## 3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

## 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

### 1 ずわいがに日本海系群B海域沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

#### (1) 当該大臣管理区分に関する事項

##### ① 水域

許可省令別表第1のずわいがに漁業の項の中欄第2号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域を除く。）

##### ② 漁業の種類

沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び同条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

##### ③ 漁獲可能期間

周年

#### (2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

## 2 ずわいがに日本海系群B海域その他大臣許可漁業

### (1) 当該大臣管理区分に関する事項

#### ① 水域

許可省令別表第1のずわいがに漁業の項の中欄第2号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量

の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

## 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

### 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

### (2) 国の留保

国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定めるものとし、国際交渉において必要となる数量もここに含めるものとする。

### 2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)から(3)までに定めるところによる。

- (1) 配分の対象となる都道府県は、青森県、秋田県、山形県及び新潟県とする。
- (2) 従前より行われてきた数量管理の効果を維持するため、本則第5の3(2)ただし書の規定に基づき、1  
(1)の漁獲実績の平均値が10トン以上の都道府県については、配分数量を明示する。
- (3) (2)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

### 3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

### 4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、農林水産大臣が必要と認める場合に配

分する。

## 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

- 1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るずわいがに日本海系群B海域を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がずわいがに日本海系群B海域について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

## 第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 第5の2のずわいがに日本海系群B海域その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協

定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえ取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

## 第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。